

労働相談事例：最低賃金を下回っている

○相談内容

アルバイトとして4年勤務しています。時給は入社当初から750円のまま変わっていません。以前、上司に対し、賃金の額について「違法ではないか」と伝えましたが、「今は余裕がないから、少しだけ待ってもらえないか」と言われ、そのままになっています。どうにかできないのでしょうか。

○回答

賃金については、最低賃金法第4条第1項により、国が都道府県や業種ごとに最低額を定めており、使用者は、それ以上の賃金を支払わなければなりません。また、同法第4条第2項により、最低賃金額に達しない賃金を定めた労働契約は、労使双方の合意があっても、その部分は無効となり、最低賃金によることとなります。

宮崎県における1時間当たりの最低賃金額の推移は次のとおりです。

効力発生日	H28.10.1	H29.10.6	H30.10.5	R1.10.4	R2.10.3
最低賃金額	714円	737円	762円	790円	793円

※特定の業種については、別の定めがある場合があります。

4年前から時給が750円のまま変わらないとのことですので、平成30年10月5日以降は最低賃金額を下回っている状態だと考えられます。その差額については未払賃金となり、労働基準法第24条違反となります。ただし、労働基準法第115条により、賃金の消滅時効は2年（令和2年4月以降に生じる賃金については法改正により当面3年）ですので、法的に請求可能な賃金は、直近の2年間分のみとなります。

今後の対応については、まずは労働者本人が、使用者に対し口頭又は文書によって請求を行う必要があります。使用者が応じない場合は、労働基準監督署で「申告」の手続きを行い、使用者への指導を求める方法が考えられますが、本人確認のため一度は労働基準監督署を訪ねる必要があります。使用者が労働基準監

督署の指導にも従わない場合は、訴訟や裁判外紛争解決手続（労働委員会のあつせん等）を利用する方法も考えられます。

（補足）

日給制の場合は「日給÷1日の所定労働時間」、月給制の場合は「月給÷1か月の平均所定労働時間」により、1時間当たりの賃金額を算出し、最低賃金額と比較します。1時間当たりの賃金額の計算に当たっては、①賞与等の臨時の賃金、②時間外労働等の割増賃金、③精皆勤手当、④通勤手当、⑤家族手当は算入しません。